

よくある質問 (ひなた電子図書館)

- Q 電子図書館を利用する場合、費用の負担はありますか。また、タブレット等の閲覧する端末に、ソフトをインストールするといった特別な作業が必要ですか。**
- A インターネット接続可能な端末があれば、いつでも、どこでも、無料で利用できます。インターネット接続にかかる通信費は利用者負担になりますが、宮崎県立図書館のホームページから電子図書館のページにアクセスすれば御利用いただけます。既存のブラウザで閲覧できるため、特別なソフトのインストールは不要です。
- Q いつから利用できますか。**
- A 利用するためのID及びパスワードが学校に通知された日から利用できます。図書館で利用希望申請受理後、ID及びパスワード付与作業を始め、完了後に学校へ通知します。通常1か月程度かかります。
- Q 電子図書館の資料は、1人しか読めませんか。同時複数の利用はできますか。**
- A 「ライブラリエ」に関して、基本的には1~3人の利用になりますが、「読み放題」の資料は、同時に複数人で読むことができます。
- Q 学校の児童生徒・教職員に人数分のIDを発行とのことですが、実際の児童生徒への配布方法はどのような方法を想定していますか。**
- A 学校に必要な人数分のID発行は県立図書館で行いますが、IDを校内の児童生徒・教職員に配布する(紐付ける・個人への割り振り)作業は各学校で行っていただきます。
- Q 年度途中で児童生徒の転出入があった場合は、どうなりますか。**
- A 学校から申請のあった利用希望人数に、予備分として各学年10個を上乗せした数でID及びパスワード配布します。転出入があった場合には、予備分を活用してください。
- Q 配布するIDには、有効期限はありますか。**
- A 有効期限は、いずれの校種においても、学校卒業年の3月31日までです。
- Q 次年度以降、新入生の利用については、どうすればよいですか。**
- A 新入生及び転任した教職員について、年度更新の際に一斉の希望調査を行う予定です。実施時期や詳細は、別途学校にお知らせします。
- Q 「返却」はどうやってしますか。教師や保護者による督促等の管理作業が必要ですか。**
- A 返却期限内であれば、マイページから返却します。返却期限を過ぎたら、自動的に返却されるため、教師や保護者による管理は不要です。
- Q 授業で活用するために、電子書籍の一部を印刷したものを児童生徒に配付するのは、著作権上問題ありませんか。**
- A 印刷・PDF出力したデータは個人使用の目的に限定されます。その範囲を超えた組織内での複製、ファイル共有・送信等は著作権法35条に関わらず電子図書館サービスの利用規約上不可となっております。
- Q 電子書籍を大型画面に映して授業で利用することは、著作権上問題ありませんか。**
- A 対面によるリアル授業の場合は問題ありません。しかし、オンライン授業で画面共有をする場合は、「キノデン」の資料は著作権法35条に則った形であれば可能ですが、「ライブラリエ」の資料は基本的に不可です。利用したい場合には事前許可が必要ですので、運営元の紀伊國屋書店にお問合せください。
- Q 今回配布されるIDで、電子書籍だけでなく、県立図書館の閲覧室の図書も借りられますか。**
- A 配布するIDは、学校の児童生徒及び教職員の電子書籍利用を可能にするためのものです。閲覧室の本を貸借するには、他の県民同様に県立図書館の「貸出利用券」が別途必要です。
- Q 支援学校の児童・生徒にとって、利用する度にIDとPWを入力する作業は困難です。教師の画面をタブレット等で児童・生徒と共有する使い方で利用したいが、教師だけのID申請はできますか。**
- A 県立図書館では、学校から出された利用希望人数分のIDを付与します。校内でどのように使うか等、利用方法に関しては学校の実態に応じて御判断ください。
- Q 利用希望する教職員数は正職員のみが対象ですか。講師や支援員など臨時職員や会計年度職員も数に入れてよいですか。**
- A 対象は正職員のみではありません。授業をする・しないに関わらず、利用を希望するすべての教職員が対象です。
- Q 県立学校では、生徒にグーグルアカウントが配布されているが、今回配布される電子図書館のIDは、そのアカウントとは違うものですか。**
- A 異なるものです。学校に配布するIDは、電子図書館を利用する目的のみのものです。
- Q 学校に配布されるパスワードについて、児童生徒が変更したパスワードを忘れてしまった場合、再発行やリセットはできますか。**
- A 1つのIDに対して、ランダムに設定した数字6桁のパスワードを1つ付与します。パスワードの再発行やリセット及び変更はできません。
- Q 異動した教職員の資格(ID)はどうなりますか。転勤先でも使用できますか。また、退職後も利用できますか。**
- A 付与するIDは、あくまで「利用を希望した学校」での利用を想定しています。そのため、異動の際は、転任先の学校で新しくIDをもらい、退職後に利用する場合は、他の県民と同様に県立図書館の貸出利用券を作成し御利用ください。なお、プライバシー保護の観点から、IDの使い回しは禁止しております。転出した児童生徒及び異動した教職員のIDは、利用資格を削除しますので、速やかに、「削除届」を県立図書館に提出してください。
- Q 児童生徒が、家庭にあるデジタル端末を使用して、自宅でも電子図書館を利用することはできますか。**
- A はい、インターネット接続可能な環境であれば利用可能です。
- Q 電子図書館で読んだ本の履歴は確認できますか。**
- A できません。ただし、利用者自身で、「キノデン」であれば「My本棚」に登録、「ライブラリエ」であれば「お気に入り」に登録して読書記録の代わりに確認することはできます。
- Q 例えば「スクールプロ」等、学校図書館の蔵書管理をしている図書システムと電子図書館のシステムは同期することはできますか。**
- A スクールプロ等の図書システムとは異なるサービスであり、同期は現状不可です。